平成２４年（フ）第４１１号
静岡県焼津市田尻北327番地　グリーンハイツ102号
債務者　藤田　敏博
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９１号
静岡県磐田市豊浜中野1216番地２
債務者　村山マルセロ英治こと　ムラヤマ　マルセロ　エイジ
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第７５号
山形県西村山郡河北町谷地字東91番地の１　コーポ　センスＰＡＲＴ２―203号、申立時の住所山形県西村山郡河北町谷地字真木81番地の４　シャトーロイヤル201
破産者　阿部フジオこと　ＡＢＥ　ＰＡＵＬＯ　ＦＵＪＩＯ
1　主文　当裁判所が平成24年６月11日午後２時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県西村山郡河北町谷地字真木81番地の４　シャトーロイヤル201」とあるのを「山形県西村山郡河北町谷地字東91番地の１　コーポ　センスＰＡＲＴ２―203号、申立時の住所山形県西村山郡河北町谷地字真木81番地の４　シャトーロイヤル201」と更正する。
2　決定年月日　平成24年７月24日
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１００２７・１０７８６号
東京都千代田区内神田１丁目12番13号
破産者　川口共榮部品株式会社
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１号
岐阜県多治見市広小路４丁目25番地
破産者　オリオンスポーツこと　田中松壽郎
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５４６号
川崎市高津区蟹ケ谷17番地51
破産者　有限会社嵯峨野興業
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５４１号
北海道千歳市泉沢1007番146
破産者　株式会社千歳工機
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３８号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４―17―１、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋小伝馬町13番５号
破産者　有限会社テン
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７８５号
横浜市神奈川区三ツ沢上町３番13号
破産者　プラス株式会社
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８号
福岡市中央区那の津２丁目９番１号
破産者　株式会社東綜合食品
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８９号
福岡県大野城市御笠川３丁目５番２号
破産者　西日本食品株式会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３２８７号
北海道石狩市花川南６条２丁目215番地　サンフラワーハイツ202号
破産者　木村　文夫
1　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
2　一般調査期日　平成24年10月17日午後２時
平成24年７月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２号
愛知県日進市藤島町長塚72番地36、開始決定時の住所福井市中野２丁目1314番地
破産者　藤崎　美彦
1　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
2　一般調査期日　平成24年９月11日午後０時
平成24年７月26日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６２号
名古屋市天白区天白町大字平針字大根ケ越201番地の２　プルミエール平針206号
破産者　森　　昭二
1　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
2　一般調査期日　平成24年10月３日午前11時20分
平成24年７月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番24―507号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目３番17号
破産者　中井　敏勝
1　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
2　一般調査期日　平成24年10月25日午前10時
平成24年７月26日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８６０号
北海道浦河郡浦河町潮見町17番地の89
破産者　本間　正秀
1　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
2　一般調査期日　平成24年10月10日午後１時30分
平成24年７月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
長崎県南松浦郡新上五島町相河郷1052番地16、居所宮城県大崎市松山次橋新千刈田150番地　旧松山会館寮
破産者　福田　英次
1　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
2　一般調査期日　平成24年11月２日午後４時
平成24年７月27日　長崎地方裁判所五島支部

破産管財人変更

平成２４年（フ）第２２１７号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目２―18、開始決定時の住所大阪府東大阪市柏田西３丁目12番38号
破産者　サンワ空圧サービスこと　山口　正晃
破産管財人　日髙　麗衣が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　堀井　昭暢
平成24年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部